

## 日本宇宙生物科学会功績賞規程

### (趣旨)

第1条 日本宇宙生物科学会功績賞の授賞について定める。

### (対象)

第2条 本賞は、原則として本会の正会員あるいは賛助会員で、宇宙生物科学及び本学会の発展に大きく寄与した者に授与する。

### (賞)

第3条 本賞の受賞件数は、毎年2件以内とする。受賞者には、賞状、賞牌を贈呈する。

### (候補者の推薦及び選考)

第4条 本賞の受賞者の推薦は、本会会員が本会指定の推薦書に所定事項を記入し、必要な参考資料を添えて、毎年4月末日までに、一般社団法人日本宇宙生物科学会賞選考委員会に提出する。同委員会は被推薦者の中から受賞候補者を選考する。

### (受賞者の決定)

第5条 受賞者の決定は、賞選考委員会から受賞候補者の報告を受け、理事長が理事会に諮り、その了承を経て行う。

### (受賞者の表彰)

第6条 受賞者の表彰は、年次学術大会における表彰式で行う。

### (功績賞の英名)

第7条 本賞の英名は、The Award for Distinguished Service in Advancement of Space Biology, The Japanese Society for Biological Sciences in Space とする。

### (改廃)

第8条 本規程の改廃は委員会の発案により理事会における承認の後、代議員総会の議を経て行うものとする。

### 附則

1. 本規程は平成6年9月17日より施行する。
2. 本規程は平成11年9月17日より施行する。
3. 本規程は平成26年9月22日より施行する。
4. 本規程は平成30年9月22日より施行する。